

平成29年9月25日
文教委員会資料
学 務 課

第62号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部改正にあわせて本区条例における補償内容等の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 補償基礎額の扶養に係る加算額を改定する（第3条第3項および第4項関係）ただし、平成29年度中について経過措置有り。

ア 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 200円

（経験年数が10年以上16年未満の学校医および学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者 100円）

イ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円

ウ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円
（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円）

エ 60歳以上の父母および祖父母 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及および祖父母 100円）

オ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 200円
（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）

カ 重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）

(2) 介護補償の限度額を政令に定める介護補償の限度額に準じて改正する。
(第11条関係)

- ア 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合
104,950円 → 105,130円
- イ 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
57,030円 → 57,110円
- ウ 随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合
52,480円 → 52,570円
- エ 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合
28,520円 → 28,560円

3 新旧対象表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行期日

公布の日から施行する

新	旧
<p>第1条から第2条（現行のとおり）</p> <p>（補償基礎額）</p> <p>第3条（現行のとおり）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数（以下「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額による。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、<u>次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を加算した額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医および学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。</u></p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）<u>200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者 100円）</u></p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 <u>300円</u></p> <p>(3) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円）</u></p> <p>(4) <u>60歳以上の父母および祖父母 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及および祖父母 100円）</u></p> <p>(5) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）</u></p> <p>(6) <u>重度心身障害者 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）</u></p>	<p>第1条から第2条（略）</p> <p>（補償基礎額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数（<u>第17条第2項第2号において</u>「経験年数」という。）に応じて、別表に定める額による。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、<u>第1号に該当する扶養親族については450円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族のうち2人までの扶養親族についてはそれぞれ200円（学校医等に第1号に該当する扶養親族がなく、扶養親族である第2号に該当する子がある場合にあっては、そのうち1人については、450円）を、その他の扶養親族については1人につき167円を、それぞれ加算した額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>および孫</u></p> <p>(3) <u>60歳以上の父母および祖父母</u></p> <p>(4) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(5) <u>重度心身障害者</u></p>

新	旧
<p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合は、前項の規定にかかわらず、134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（<u>同項第1号に該当する者がなく、特定期間にある扶養親族たる子がいる場合は、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数</u>）を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算した額をもって補償基礎額とする。</p>
<p>第4条から10条まで（現行のとおり）</p>	<p>第4条から10条まで（略）</p>
<p>（介護補償）</p>	<p>（介護補償）</p>
<p>第11条（現行のとおり）</p>	<p>第11条（略）</p>
<p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>（1）介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>10万5,130円</u>を超えるときは、<u>10万5,130円</u>）</p>	<p>（1）介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>10万4,950円</u>を超えるときは、<u>10万4,950円</u>）</p>
<p>（2）常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第4号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>5万7,110円</u>以下である場合に限る。） <u>5万7,110円</u></p>	<p>（2）常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第4号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>5万7,030円</u>以下である場合に限る。） <u>5万7,030円</u></p>
<p>（3）介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>5万2,570円</u>を超えるときは、<u>5万2,570円</u>）</p>	<p>（3）介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>5万2,480円</u>を超えるときは、<u>5万2,480円</u>）</p>

新	旧
<p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>2万8,560円</u>以下であるときに限る。） <u>2万8,560円</u></p>	<p>(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>2万8,520円</u>以下であるときに限る。） <u>2万8,520円</u></p>
<p>第12条から第29条まで（現行どおり）</p>	<p>第12条から第29条まで（略）</p>
<p>付 則 第1条から第9条まで（現行どおり）</p>	<p>付 則 第1条から第9条まで（略）</p>
<p><u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u> 2 附則第4項の規定により読み替えて適用するこの条例による改正後の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項の規定（同項第2号に係る部分に限る。）は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 附則第5項の規定により読み替えて適用する改正後の条例第3条第3項の規定（同項第2号に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 適用日から平成30年3月31日までの期間における改正後の条例第3条第3項第2号の規定の適用については、同号の規定中次の表の左欄に掲げる字句は、適用日から施行日の前日までの間にあつては同表の中欄に掲げる字句に、施行日から平成30年3月31日までの間にあつては同表の右欄に掲げる字句に</p>	

新		旧
<u>それぞれ読み替えるものとする。</u>		
<u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 300円</u>	<u>扶養親族たる子(22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。以下同じ。)のうち1人(学校医等に配偶者がない場合に限る。以下「欠配第1子」という。) 450円(扶養親族たる子のうち欠配第1子以外のもの 250円)</u>	<u>扶養親族たる子(22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子をいう。以下同じ。)のうち1人(学校医等に配偶者がない場合に限る。以下「欠配第1子」という。) 334円(扶養親族たる子のうち欠配第1子以外のもの 250円)</u>
<p>5 <u>施行日から平成30年3月31日までの期間における改正後の条例第3条第3項および第4項の規定の適用については、同条第3項第1号中「200円」とあるのは「334円」と、「学校歯科医(以下「特定経験年数学校医等」という。)」とあるのは「学校歯科医」と、「100円」とあるのは「267円」と、同項第3号中「200円(特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円)」とあるのは「200円」と、同項第4号中「200円(特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母および祖父母 100円)」とあるのは「200円」と、同項第5号中「200円(特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円)」とあるのは「200円」と、同項6号中「200円(特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円)」とあるのは「200円」と、同条第4項中「134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数に乗じて得た額」とあるのは「当該扶養親族1人につき134円(学校医等に配偶者がいない場合にあつては、特定期間にある欠配第1子については50円、特定期間にある当該子のうちその他のものについては1人につき134円)」とする。</u></p> <p>6 <u>改正後の条例11条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護保障については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p>7 <u>適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第3項および第4項の規定に基</u></p>		

新	旧
<p><u>づく公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）ならびに改正前の条例第3条第3項および第4項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金ならびに改正前の条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の条例の規定（附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。</u></p>	